

総 務 委 員 会

日 時：平成17年6月13日（月）

総 務 委 員 会 会 議 録				
平成１７年６月１３日		開 会		午前９時３４分
		閉 会		午後１時５０分
出席者	委員	友 成 洋 一 阿 部 善 博 △菅 野 通 子 ○沼 倉 孝 太 大 上 和 夫 山 崎 順 二 佐 藤 賢 司 山 岸 一 雄 今 井 満		
	議員	な し		
欠席者		な し		
説明のため の出席者		山口助役 宮崎企画部長 榎田渉外担当部長 馬場総務部長 白井広聴広報課長 村上情報システム課長 江成文化国際課長 木村男女共同参画課長 今田総務課長 北澤情報公開室長 野村行政システム課長 隠田同課主幹 石川職員課長 近藤地域医療課長 石野相模原福祉事務所長 矢島保健予防課長 飯田生活衛生課長 鈴木中央保健センター所長 斎藤戸籍住民課長 西丸環境保全課長 原相模台収集事務所長		
事務局職員		近藤議事調査課長 松浦同課議事班主査 小山同課調査班主査		

会 議 に 付 し た 事 件	議案第４８号 相模原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について 議案第４９号 相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例について 議案第５０号 相模原市立文化会館条例の一部を改正する条例について 議案第５１号 相模原市立杜^{もり}のホールはしもと条例の一部を改正する条例について 議案第５２号 相模原市立男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例について 陳情第７５号 個人情報の保護を求めることについて
傍 聴 者	あり
署 名	委員長

午前9時34分 開会

○沼倉委員長 ただいまから総務委員会を開会する。

出席委員は9名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○沼倉委員長 異議ないので、これを許可する。

これより審査に入る。

日程に入る前に申し上げる。発言する際は、マイクのスイッチを入れ、
できる限りマイクに近づいて発言いただくよう願います。



議案第48号 相模原市行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する条例について

○沼倉委員長 議案第48号相模原市行政手続等における情報通信の
技術の利用に関する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったら願います。

○宮崎企画部長 議案第48号相模原市行政手続等における情報通信
の技術の利用に関する条例について補足説明する。

まず、本条例については、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項
及び第6条第1項に規定するように、できる規定として定めるもので、本
条例の制定により、直ちにすべての行政手続等についてオンライン化の対
応を義務づけられるものではなく、順次、対象となる手続等の選定やシス
テムの整備を行い、準備の整った手続等からオンライン化を図っていこう
とするものである。

次に、条例で規定する内容について補足説明する。議案集の3ページを
開いてもらいたい。

第3条第4項において、オンラインで申請等を行う場合に、署名等にか
わるものとして、氏名または名称を明らかにする措置を規則等で定めるこ
ととしているが、具体的な方法としては、電子署名などの方法を予定して
いる。氏名または名称を明らかにする措置については、第4条第4項及び

第6条第3項にも規定しているが、申請等の場合と同様に、電子署名の方法を予定している。なお、本年7月から実施する手続としては、住民票の写しの交付申請や公文書公開請求など、電子申請・届出システムの19手続を予定している。

本条例第4条の電子情報処理組織による処分通知等、第5条の電磁的記録による縦覧等及び第6条の電磁的記録による作成等については、当面、実施を予定していないが、実施に向けて検討、調整を進め、早期の実施が図られるよう努めていく。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○阿部委員 システムの詳細に関しては、答弁の中から関連する部分で聞かせてもらいたいと思うが、まず一番大事なところで、今回のこの条例の第1条の目的のところに、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とすると明文化されているが、これを達成するためには、当然、電子申請システムが多くの市民の皆さんに使われる必要があると思うが、この条例だけ見ても、具体的なイメージがなかなかわいてこないし、市民の皆さんにとってはなおさらのことだと思うので、まず、データの流れだが、インターネットでシステムに入ってから、その後、トランザクション処理を行うのか、何か記入して送信とかとやるのかわからないが、市民の方が使うときの具体的なイメージを伺う。

○村上情報システム課長 具体的な申請の流れについてだが、まず、市民の方が手続をするに当たって、パソコン、インターネット環境等が必要になる。相模原市のトップページ等から申請のページへ入ってもらって、その中の申請手続一覧という画面から申請したい手続を選んでもらうという作業がある。選んでもらうと、その後にID、パスワードの入力画面が出てくる。これは入力を簡略化することと、ある程度、本人を確認するという意味もある。その後に申請の内容に入ってくる。申請の中身については、それぞれ手続によって異なるが、イメージとしては、申請書の中身を画面上で書いていくようなイメージになる。個人認証の必要な手続等については、また別の処理が必要になるが、最終的に、送信というボタンを押すと、申請の手続が完了して、共同運営センターのシステムに書き込まれ

る。その状態から、市の側がその申請を見られるような形になる。市の方としては、その申請を受けて、審査等の手続を行い、処理を行っていくが、その間にいろいろ途中の経過はあるが、処理中とか、処理完了とか、手続が変わるたびに、市民の方には、状況が変わったということでメールが送信され、どういうふうに状況が変わったのかということを確認できるような仕組みになっており、最終的に、結果として処理が完了したというようなものを確認してもらい、これも手続によって違うが、紙をとりに行くとか、単に結果を確認するだけで済むようなもの、いろいろあるが、画面上のやりとりで、今どういう状態になっているのかが確認できるような仕組みになっている。

○阿部委員 市民の皆さんが市役所のホームページを開いて、申請一覧というところをクリックして手続を開始したところを想定してみると、途中まで入れて席を離れてしまったりとか、パソコンの使い方なのかもしれないが、うまくいかないといって行ったり来たりしてみたりとか、送信ボタンをガチガチ押してみたりとか、どうしていいのかわからなくなったりとか、うまくいっているのかどうかかわからないような状態になったりとか、途中の状況でも、果たしてこれでいいのかとか、状況がわからなくなってしまうような場合もあると思うが、その点で、例えば、ヘルプデスクとかコールセンターみたいなものとか、苦情の受け口とか、もしくは画面の方で入力をフォローするような機能とかがあってしかるべきだと思うが、そのようなものはどうなっているのか。

○村上情報システム課長 申請途中において困った状態になったときだが、基本的に、申請の入力をするときに、入力に不適切な記入をしたとか、あるいは空欄のままにしてしまったとか、そういった場合には、送信ボタンを押しても、どこが空欄になっているというような指示が出るようになっている。それから、申請の途中で中断するような場合、途中で保存するような機能もあるので、保存して途中から再開することもできるようになっている。それから、苦情の受け付け、あるいはヘルプデスク等の件だが、コールセンターを設けて、入力に関する質問等々を受けられるようになっている。

○阿部委員 コールセンターは県との共同か。

○村上情報システム課長 県との共同で運営しているものである。

○阿部委員 県との共同開発ということなので、関係する部分をまとめて伺いたい。が、県と34市町村の共同開発ということでやられたが、相模原市のやりたいこととか求めているもの、例えば、32申請があって、そのうち19申請を使うということだが、相模原市で、この中に入っていないもの、もともとある部分とか、Sネットとか、いろいろなシステムがあると思うが、その辺との兼ね合いとか、できれば同じ操作系でやりたいとか、将来は統合に向けてとか、いろいろ考えてきたものがあると思うが、その辺の主張というか、相模原市の言い分がどれだけ通ったと言ったらおかしいが、開発に当たってリーダーシップがとれてきたのか、注意した点とかがあったら伺う。

○村上情報システム課長 このシステムは、本市も含めて、県と34市町村の共同運営で行われており、例えば、手続をどれを選ぶかということに当たっては、中で手続選定に関する個別のワーキングのようなものを設けて選定したという経過がある。そうしたワーキングそのものは、各市町村の中で有志で手を挙げて参加するような形をとっており、本市としても、本市の主張ということではないが、本市の状況を理解してもらうという意味も含めて、できるだけ参加して、意見を言わせてもらった。ただ、そうはいっても、34市町村すべてでやることなので、すべての主張が通ったわけではないが、そういったものには極力参加して、できる限り意見は述べたというふうに考えている。

○阿部委員 意見を述べて、ワーキングにも参加したということだが、34市町村の中で、多分、人口も一番多いのが相模原市だと思うが、その中で一つ心配になってくるのが、総括質疑でも答弁してもらったが、現在できたシステムで完成というわけではなくて、納付、お金の方、課金というのか——をインターネットで終わるようにしたりとか、受け取りの方も、システムの、将来的にはインターネットの中で閉じたような形でできるようになってきたり、また、ほかのシステムとの連携とか、いろいろと発展性を残している部分があると思うが、他市とか他県の状況、先行して電

子申請を進めているところでは、小さい自治体で、鳴り物入りで始めたのはいいが、1年間で利用が4件、5件だったとか、そういうところも出てきている状況で、34市町村で、相模原市は、どんどん新しいもの、いいものにしていきたいとリーダーシップ、音頭をとっても、ほかのところは、もうこれは使わないとか、やらないというような状況になったときに、そうならないようなものが一番いいが、足並みがそろわないようなときに、共同開発になっている部分が足かせになってしまって、相模原市が先に進めないような状況があると、情報システムというのは、本当に日進月歩でどんどんつくっていけるものだから、ちょっと危惧している部分があるが、その辺の認識を伺いたい。

○村上情報システム課長 このシステムについては、34市町村で連携して行っているということもあって、共同で行うことによって、費用の負担が抑えられるとか、人的負担が軽減できるというメリットがあるのは事実だが、逆に、34市町村の足並みをそろえるのが難しくなるというデメリットもある。このシステムが7月に稼働する時点では、まだ申請を受け付けるだけのシステムなので、今後の発展というところでは、お金を収納するシステムとか、物、実際の紙を受け取るシステムとか、そういったものを検討していかなければならないというふうに考えている。また、手続の種類そのものも、今は19だが、順次、数をふやしていかなければいけないというふうに考えている。34市町村のすべての足並みをそろえるのは非常に難しいことだとは思いますが、県や他の市町村とも連携して、できるだけ早く進められるように努力していきたいというふうに考えている。

○阿部委員 今の話だと、例えば、相模原だけどんどん改修して、この共同運営の中で、相模原の部分だけは進んだシステムを使っていくようなことはできないということか。

○村上情報システム課長 今話した料金を収納するシステム等の仕組みについては、かなり、システムの根幹にかかわってくる問題になる。したがって、相模原だけがやりたいということで進めることは難しいというふうには考えているが、そもそも、このシステムの発想そのものが、もう少し高いところに目標があって、あくまで、この7月は、その第1段階で

あるという認識は各自治体とも持っているというふうに理解しているので、恐らく、そういった仕組みを開発していくのはだめだというようなことにはならないだろうというふうに思っている。それから、システムの種類の追加に関しては、県の方でもまだ方針が固まっていない部分もあるが、ある程度、市の主体的な意見で独自に種類をふやすことも可能な仕組みになっているので、そういったことに関しては、独自で検討していきたいというふうに考えている。

○阿部委員 わかった。そうすると、相模原が人口的にも一番大きくて、リーダーシップをとっている中で、次に汎用性を残した形で開発を進めているということだが、なおさら、相模原市の方で、実際に動き出したら、利用者がほとんどいなかったとか、効果が上がらなくて、むしろ、お荷物的なシステムになってしまったということだと大変なことになってしまいうわけで、その辺で、改めて、費用対効果とかランニングコストをどのように見込んでいるのか。それは当然、費用対効果の部分なので、利用者の見込みとフォロー計画、どのような形で利用者を見込んだ計算を立てたのかというところを聞かせてほしい。

○村上情報システム課長 このシステムの費用対効果だが、このシステム自体が非常に新しいシステムであるということ、他市、他県でもそんなに実績は出ていないというシステムなので、この利用予測というのは、非常に難しいというふうに考えている。ただ、やはり、インターネット、ブロードバンドが普及している時代の中で、こういったものは先進的に取り組まないといけないというふうに思っており、特に、こういったシステムの場合には周知徹底が必要だろうと思う。知らなければ申請もできないので、周知徹底を図って、できる限り多くの方に利用してもらえるような仕組みにしていきたいというふうに考えている。

○阿部委員 電子化の部分で先進的に進んでいきたい、それから、周知徹底を図っていきたいというのは、そのとおりで、ぜひやってほしいが、システムを立ち上げるときは、当然、不確かなのはもちろんそうだが、確定的な予測でなくて、目標値というののもなければいけないと思う。特に費用対効果の部分は、例えば、開発に幾らかかった、ランニングコストで幾

らかかる、バージョンアップすればどのぐらいかかる、その分、効果としてはこういう効果があるというところを一つには数値的に出して定量的、定数的にはかる。そうではない部分のところは、ちゃんと1年目でどのぐらいを目標にする、2年目はどのぐらい、5年目はどのぐらい、その根拠は、こういう施策を打っていき、他市では使用者が出ていないかもしれないが、うちでは必ず出す。利用者がこれだけ出れば、確実に、最終的には、受付、問い合わせの対応業務が減ったりとか、現在、紙をもらって打ち込んでいる部分の入力ミスや事務経費が軽減されるとか、窓口業務は、今幾つ窓口があるが、最終的には全部統合できるとか、そういうような目標に基づいて開発がされないと、ただ漫然と進んで、よかった、悪かったということだと次につながらないと思うが、その辺の全体的な見通しと、当然、インターネットがつけなないと使えないシステムだから、相模原市のインターネット利用者の状況とかをどのように把握しているのか伺う。

○村上情報システム課長 まず、費用対効果の予測だが、具体的に数字として、例えば何%申請を予定するとか、そういった形で予測は立てていない。先ほど、新しいシステムということで話をしたが、当面この7月にスタートした段階で、各手続きがどれだけ使われるのかを見させてもらって、その結果として、どういう対策を打つというような形で進ませてもらいたいというふうに考えている。

それから、インターネット環境の件だが、相模原市の中でどれだけインターネットが使われているかということについては、なかなか調査が難しいもので、直接、アンケート調査等によらないと、恐らく把握できないと思うので、具体的な数字としてはつかんでいない。

○阿部委員 具体的な数値をつかんでいなくても、日本でどれくらい普及していて、人口で割って、相模原市は都市部で、インターネットは全部ブロードバンド環境で整備されているので、その辺から割り出した数字でも構わないと思う。その辺の数字で、普通のインターネットを使う人がこれぐらいいて、現在この申請の利用者がどのぐらいいて、どのぐらいを目標にやっていこうということをまずつくってから開発に臨むべきだと思うので、その辺、動き出すところではあるが、ぜひ把握してもらいたいと

要望する。

そこのところに関連して、システムの利用者のところは動き出してから様子を見るということだったが、性能に関しては、共同開発ということで、他自治体も含めてのところなので、どの辺をもとによしとするかというところは苦労したと思うが、相模原市としては、この電子申請システムを開発するに当たって、自分たちの中でどのように品質を管理して、プロジェクトを管理してきたのかを伺う。

○村上情報システム課長 このシステムの性能というか、仕組みといったもののかかわりだが、このシステム自体は、基本的には共同運営協議会での開発ということなので、相模原は、その一員ということである。先ほど、手続選定の部会というような話もしたが、基盤の整備に当たっても、同様の部会があって、相模原市も参画し、協議会の部会の中で意見を言わせてもらった。最終的に、セキュリティーとしては、かなり高いものに仕上がったのではないかというふうに考えている。

○阿部委員 今、セキュリティーの話が出たが、セキュリティーに関しては、共同運営ということで県の方にデータが行ってしまう形になると思うが、その辺、市として、市民の皆さんが安全に安心して使うためには、県に行ってしまうデータが、何をもって安心、安全だというふうに、先ほど周知徹底もしていくということだったので、こういうものがあるというだけではなくて、安全なものだというようなPRもすると思うが、その辺の状況をお願いする。

○村上情報システム課長 共同運営にかかるシステムの安全性というところだが、恐らく、これは共同運営であるからとか、あるいは単独で開発したからということではなくて、どれだけセキュリティーを確保するかという考え方の問題というふうに理解している。ただ、共同運営の場合には、本市だけではなく、他市町村からも同じようにデータが入ってくるので、その部分の切り分けが、やはり、共同運営の場合は大事になるのだろうというふうに思う。このシステムは、各市のデータはそれぞれ別の場所に保管されるようになっており、他市の職員が本市のデータにアクセスするとか、逆に、本市の職員が他市のデータにアクセスするというような

こともできない仕組みになっており、なおかつ、共同運営によって、セキュリティに関しては、市単独で行うよりも、相当高度なものができたのではないかというふうに考えており、そういった点も含めて、安全性をアピールしていきたいというふうに考えている。

○阿部委員 県と市の共同運営のところだが、間の回線でL G W A Nを使うことになると思うが、L G W A Nを使うと、当然、民間での使用ができないので、例えば、開発とか、テストとか、バージョンアップとか、これから入ってきたときに、また、問題等が発生したときに、当然、業者も入って、このシステムをさわったりすることがあると思うが、そのようなとき、ちょっと1点だけ、業者が使えないL G W A Nの中で、どのような形で開発や、テストや、性能検証が行われるのか伺う。

○村上情報システム課長 本市のネットワークとしては、L G W A Nを使うということで開発を進めている。L G W A N自体は行政専用のネットワークなので、民間の方には使えない仕組みだが、開発に当たっては、当然そういった仕組みを使わないで開発するわけにはいかないもので、こういったことについては、委託契約の中で、個人情報に関するもの、セキュリティに関するものを規定して、その中でセキュリティは保っていくというようなことで考えている。

○阿部委員 わかった。7月に稼働するのが、先ほども答弁してもらったように、これからどんどんやっていかなければいけないということで、走り出したばかりという印象を受けたが、まずは、費用対効果のところでも少し触れたが、1人でも多くの方、市民に使ってもらう。そのためにできることがたくさんあると思う。窓口と同じことをした場合は金額に格差をつけたりすることもできるだろうし、また、一番大切なことは、セキュリティの部分でも、人が使う以上、必ず問題はあるので、完璧なセキュリティは、システムだけで閉じてしまったとしても、人がデータを打ち込むわけだから、問題ないシステムというのはあり得ないことなので、きっちりと対応がとれる、こういう体制でやっている、そういうようなシステムで、問題なく、必ず皆さんの受け口がある、わからないところがあったら、こういうふうにやってもらえれば大丈夫、だから、どんどん使って

ほしいというふうにいえるような仕組みをつくっていくことだと思うので、そういうようなイメージではないが、システム自体は冷たくて、わからなくて、さわりにくいものがあるから、顔の見えるシステムというか、ぜひ、先ほどから述べているような問題点に対して、前向きに進んでいるということなので、そういうところをどんどんアピールして、1人でも多くの人に使ってもらえるような取り組みを進めてもらえるように要望する。そのためにも、先ほどちょっと触れたが、効果が本当に測定できて、皆さんに客観的に説明できる、そのことをどんどん情報公開できるというような形で、今後も開発を進めてもらうように要望する。

○大上委員 阿部委員の質問で大分出尽くしていると思うが、関連して聞きたい。2003年に総合行政ネットワークシステムがスタートし、本年の4月には情報化推進基本計画を策定しているが、職員の能力向上対策ということで、どのような研修体制を組んでいるか、この点について聞きたい。

○村上情報システム課長 職員の研修体制についてだが、まず、市の職員にもパソコンが1人1台置かれているが、こういった仕組みは必要不可欠になってきているということもあって、それに伴って、セキュリティー対策というのがやはり重要なポイントと考えており、昨年度、管理職を対象に、セキュリティーの研修を行っている。それから、各課に1名以上、情報化推進者という役職を置いて、それぞれの課の中でのシステムの推進とかにかかわってもらっているが、そういった方々について、情報システム課の職員が講師になって、セキュリティー対策やホームページの運用等について研修している。それから、個別というか、各業務ごとでは、例えば、プレゼンテーションに使われるパワーポイントやデータベースのアクセスに関する研修とかも、利用動向を見ながら随時行っているというような状況である。

○大上委員 本市として、電子市役所を目指す中で、ネットワークシステムを考えていると思う。さきの総括でもあったが、現実には、住基カードの申請は、本市は4月の時点で3,033人という厳しい現状だが、この利用者をふやすために、今後、どういう方策なり開発を考えているか。

○村上情報システム課長 住基カードそのものの利用に関しては、もちろん身分証明書としての利用価値もあるが、やはり、住基カードが他の仕組みに何か活用できることがあって、初めて普及ということがあるのだろうと思う。そういったことからすると、今回の電子申請・届出システムは、住基カード普及のためのその一つのものになるのではないかというふうに考えている。そのほか、他の自治体等で、住基カードに独自の機能を持ち込んで普及を図るということもやっているが、本市としても、そのための検討の会議は設けている。ただ、やはりどうしても普及枚数が少ないということと相関関係にあって、どちらが先かというような話になるが、やはり、少ないということが足かせになる部分もあるので、当面は、電子申請のところで動向を見させてほしいというふうに考えている。

○大上委員 関連して質問するが、本市では、電子申請システムの中で、ホストコンピューターの契約の関係で、市として、個々のソフトを独自に開発することが難しいということを以前から伺っているが、マスターテープと個々の事業の関連についてはどのような契約になっているのか、その辺を聞きたい。

○村上情報システム課長 電子申請システムにかかわるということでもいいか。

○大上委員 そうである。

○村上情報システム課長 電子申請システムは、ホストのシステムとは全く別のシステムなので、業者の契約に当たっても、コンペを行って決めたということで、将来的にはともかく、今現在7月の時点では、ホストと直接連携するということはない。

○大上委員 住基カードに戻るが、個人認証の点で、前にも伺ったが、カードリーダー、見本とか販売を市役所の厚生会の売店とか、また、PR期間を設けて、戸籍住民課のフロアにパソコンを置いて、スタッフによるデモをやってみるとか、何か工夫が必要だと思うが、現実には、証明用の写真機を厚生会とは別に市民用として戸籍住民課のフロアに設置するというのも、市民の利用の促進を図る上ではすごく利便性があると思うが、こういったワンストップサービスを考えて利用の促進を図ったらどうかとい

うふうに、要望を兼ねて聞きたい。

○村上情報システム課長 現在、住基カードを発行する際、対応するＩＣのカードリーダーについては、こういった機種のものが適合するということはお知らせしている。今、委員が言ったＰＲ用の対応については、住基カードの普及自体がなかなか進んでいないというところで、なかなか難しいところもあると思うが、検討したいというふうに考えている。

○大上委員 市民の利便性を考えると、やはり、ここでカードリーダーの型式の見本だけをもらって帰るのではなくて、実際にパソコンにどういうふうにつないで利用できるということをその場でデモをやってもらえば、利用率も向上すると思うし、顔写真が必要な人には、自動写真機を置いておいて、そこで撮って、その場でできるというふうにすれば、もっと広がりができると思う。実際に、住基カードの交付の中身を聞くと、３，０３３件の中で９割が顔写真入りということで、これは多くの専業主婦の方とか、免許証を持っていない女性の方が、恐らく、市民証のかわりにとっているように思える。費用対効果の点を考えると、今後は、これらを一本化していくことも必要ではないかと思うが、現実には、市民カードは銀行では身分証明書にならないというふうに市民から聞いているから、できれば住基カードに切りかえてもらって、そういった広がりを持っていくことも大事ではないかと思うが、もし、この点について考えがあったら聞く。

○斎藤戸籍住民課長 住基カードと市民証の関係だが、現実的には、身分証明書として本人確認に使われているという実態が多くある。窓口では、市民証をとりに来た方に対して、住基カードの方が汎用性があるって、使い道がいいということで勧めているが、市民証については、合併等も含めて、今後のあり方について、住基カードの方に統合できるような形で検討を進めている段階である。

○菅野委員 専門的なことについては全く理解できない部分がいっぱいあるが、だからといって質問できないということではないと思うので、質問させてもらいたいと思う。住基ネットは問題があるということがいろいろな形でされているが、今の答弁の中でも、住基ネットを促進していく

という意味で、そののところをもっと広く皆さんに利用してもらえるようにしていくという話だったが、その点について、どういうふうに考えているのか。

○斎藤戸籍住民課長 住基ネットワークシステムについては、確かに、最近の地裁でセキュリティーの関係を含めて判決等が出たが、これは現在、住基法で定められたネットワークシステムということで、法整備的にも、技術的にも、運用面からも、セキュリティーについては万全を期しているという中で、電子自治体を構築するためには、どうしても必要な制度という認識の中で、これからも、法に基づいて、的確に対応していきたいというふうな考え方でいる。

○菅野委員 国の法律との関係ではよくわかるが、一方で、いろいろな問題が指摘されているという状況だと思う。そういう中で、総括質疑の中でも明らかになったように、市民の中に住基カードをつくることそのものが進んでいないという状況の中で、国も、いろいろな形で住基カードが利便性があるというところを含めて、こういうシステムを構築していくという方向性が出されていると思う。そういう中で、改めて聞きたいのは、行政手続のシステムについて、市民のニーズはどの程度まで把握しているのか。

○村上情報システム課長 このシステムに関する市民のニーズについてだが、例えばアンケートをとったとか、具体的に、そういった形で調査をしている経過はない。この4月に策定した情報化推進基本計画を出させてもらったが、その中にも電子申請・届出システムに関しては記載しており、着実に推進していくということになっている。それから、昨今のインターネット環境、ブロードバンド環境の普及ということから考えると、今後のニーズは明らかにふえていくだろうということで、このシステムを導入するということである。

○菅野委員 そういう意味では、市民に利用してほしいということと、利用するかしないかということとは、このシステムの関係では非常に難しいと思う。今、19やろうとしている。しかし、そのうちの6つだったか、いわゆる個人認証が必要になる。例えば、届け出はするが、印鑑証明はと

りに来なければいけないのだろう。それが、あと何年ぐらいしたら、とりに来なくても自宅で印鑑証明がとれるようになるのか。

○村上情報システム課長 今の仕組みについては、紙を打ち出すことそのものは、今現在やっているシステムで打ち出さないと出てこないというもので、市役所に来てもらうような形になる。将来的な課題としては、自宅のパソコンで申請から打ち出しまでができるというのが究極の目標だろうと思うが、料金の収納システム云々については対応できると思うが、自宅のパソコンで打ち出したものが認証されたものとして理解されるかどうかということについては、若干疑問のあるところと思っているので、もう少し技術の進展を待つ必要がある部分もあるというふうに理解している。

○菅野委員 こういうことを言っているかわからないが、日本の印鑑に対する考え方、外国で、サインでもいいとか、そういうところから見ると、印鑑証明が日本の中でどうしても必要な手続という形でいくとすれば、簡単に自宅のインターネットでとって、出てきた紙を印鑑証明として認めるような時代は来るのか。

○村上情報システム課長 現行は、印鑑証明書を紙で出して、恐らく、それをどこかの役所なりへ出すための行為だと思うので、将来的な話としては、むしろ、その行為そのものがなくなる方向にいくのではないかなというふうに考えている。それがいつになるのかというのははっきり言えないが、考え方としては、電子での認証は今の仕組みとしてできるから、それを紙にあらわす必要はないのではないかなというふうにも考えるので、そういった仕組みの方が先に進んでいくのではないかなというふうに考えている。

○菅野委員 ここで、こういうシステムの進展というか、物すごく急速に発展しているITの状況を議論してどうこうするつもりはないが、とりあえず、19システム。そこに便利さを求めるということと、先ほども費用対効果ということがあったが、私は、費用対効果で、それがいいということとは、やはり、このシステムとの関係は違うのではないかなと思う。一定の市民のニーズがあり、便利さがあり、それが今必要だということであれば、一定の費用がかかったとしたって、これは行政としてやるべきで

はないかと思うが、ただ、今の時点で、浄化槽の廃止届だとか、この19の中で、本当に幾つかは多くの市民が利用できると思える部分がないわけではないが、圧倒的な部分は、まだ早いのではないかという思いがしてならない。これは、やはり住基カードをもっと普及するということと、こういうシステムをどんどん進めていくという国のねらいや何かがあつてのことで、その一方で、やはり、セキュリティーの問題もあつたり何なりして心配もある。私は、やはり市民の理解を求めるという点でももっと——私も、こういう議論もしなくてはならないわけだから、わからないと言ってられないから、そういう意味では、市民がどう理解できるかということを含めて、この問題に取り組んでいかないと、市民の中で大きな乖離が出てきてしまうのではないかということを変に危惧している。一番大切なのは安全性の問題でもあるし、そういう点で、私は、この問題については、もっと慎重にやるべきだと思うが、その点についてどう考えているか。

○村上情報システム課長 こういった仕組みについて、どのように利用できるかについて、市民の方に理解を求めるのは非常に大事なことだと考えており、当面、7月にこのシステムをスタートさせてもらって、その状況を見たいというふうに考えているが、ある時点で立ちどまって、今後どうあるべきというところを考えると途中に来ると思うので、その時点で、どういう利用状況になるのか、あるいは使い勝手についてどうなのか、手続の内容としてこれでいいのかどうか、そういったことについて、1回立ちどまって考える時期があるというふうに考えている。

○菅野委員 私も、今言われたように、進めていく上で、考えてみる時期が来るのだろうと思う。そういう点で、そのときに、やはり、そういう姿勢が、今は行政としては求められている。国はこうやってどんどん進めていくが、地方自治体としては、本当にこのシステムが市民に求められていることなのかということを含めて、慎重にやってほしいと思う。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第４８号相模原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例については、可決することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立多数。

よって、議案第４８号は可決すべきものであると決した。

休憩する。

午前１０時２６分 休憩

午前１０時５０分 開議

○沼倉委員長 再開する。

議案第４９号 相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例について

議案第５０号 相模原市立文化会館条例の一部を改正する条例について

議案第５１号 相模原市立杜^{もり}のホールはしもと条例の一部を改正する条例について

議案第５２号 相模原市立男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例について

○沼倉委員長 議案第４９号相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例について、議案第５０号相模原市立文化会館条例の一部を改正する

条例について、議案第５１号相模原市立杜^{もり}のホールはしもと条例の一部を改正する条例について、議案第５２号相模原市立男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例について、以上４件は関連があるので一括議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○榎田渉外担当部長 議案第49号相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例、議案第50号相模原市立文化会館条例の一部を改正する条例、議案第51号相模原市立杜^{もり}のホールはしもと条例の一部を改正する条例及び議案第52号相模原市立男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○友成委員 最初に私の方から、総務委員会なので、今議題となった4条例に関連しながら、指定管理者制度の基本的な考え方について、まず何点か伺う。

今回、指定管理者制度を導入するということは、私個人的には、相模原市が今日まで推進してきた行政が評価されるのか、また、魅力ある相模原市なのか、そして、法改正に伴う条例改正だから、どの自治体の議会も、この期に条例改正をするわけだから、都市間競争に勝てるかどうかの条例改正提案だというふうに理解している。ということは、後ほどまた細かく言うが、この49から51号にしても、ふたをあげたら、今までと全く同じ市文化財団のみだったということになれば、私は今言ったように、相模原市の文化行政というのは本当に魅力があったのかどうか問われる問題でも、一面ではあろうかと思う。そういった意味で、魅力ある相模原市にするために、都市間競争に勝てる努力をこれからどう行うのか、まず、その基本的な考え方を助役なり部長から伺う。

○山口助役 大変大きな視点での質問をもらった。話にあったように、都市間競争という言葉は、かねてから一般的に使われてきた言葉だが、私個人としては、都市間競争という言葉自体は余り好んで使わないという立場にいるが、地方分権の時代を迎えて、各自治体が自主、自立の都市経営をするという時代背景、この分権が大いに進んできた今にあっては、各都市における自治体経営の力量を問われているという認識をしているところである。そういう意味からいうと、持続可能な都市経営というか、そうし

た視点での取り組みがない自治体は衰退していくのではないか。かつて、大銀行はつぶれることはないと思っていた時代もあったが、意に反して、銀行が倒産するというふうな状況も生まれたわけである。一方、自治体においても、都市経営というような視点で取り組んでいかないと、自治体の場合は財政再建団体と言っているが、倒産に相当する状況に陥ることもあり得るというふうな危機感を感じつつ、今いるわけである。

そして、自治体経営の中で、市民の皆様に行行政が行う諸施策についてどのくらい満足してもらえるのか、大きくくりでは、そうした満足度を向上させる都市経営というものが必要だろうというふうに思っている。ある意味では、これからは、市民、住民の皆様が自治体を選ぶというか、衰退する自治体に居住するよりも、すばらしい都市に住みかえようというふうな発想まで出るのではないか、そんな気持ちもあるが、こうした自治体経営に当たって、やはり、究極、住民福祉の向上ということにくくられるわけだが、何よりも財政基盤の確立というものが前提になってくるだろうと思う。この財政基盤の確立のもとに、住民参加、住民とのパートナーシップのもと、自治体経営を行っていく。住んでよかった、あるいはこれから住み続けたいという市民感情が醸成されるような都市経営、自治体経営をしていくべきである、そういうふうに思っているところである。

本市においても、昨年50周年を迎えたが、多くの先人の皆様方の汗と努力の中で、すばらしい都市、中核都市というふうに格付をされる都市に成長してきたというふうに認識しているが、指摘があった中で、いわゆる都市施設というか、公共的な施設を市民の皆様のニーズにこたえる中で、また、あるいは行政が少し先駆的に施設づくりをし、住民の皆様の満足度を高めるための諸施策を展開してきたというふうに自負しているが、そうした中で、今回、指定管理者制度が導入される。

この指定管理者制度も、従前の自治法が改正されて、公共的団体のみに公の施設は委託可能となっていたものを、指定管理者制度導入によって、民間の企業あるいは法人格を持たなくても、団体と言われているNPOの皆様方も含めて、管理を任せるというか、委任するという制度ができた。これはひとえに、行政のみでなくて、民間あるいは諸関係団体の皆様方の

力をかりて、効率のよい、目的に沿った、新しい展開を求めている施設管理、こうしたところに踏み出すべきであるという指定管理者制度というふうに認識しており、今回、できる限り、原則として、手を挙げてもらう対象はフリーにしようということで取り組んできている。そうした中においても、行政の施設を、行政がみずから行政を展開する道具、ツールの一つとして位置づけなければならないという限定的な施設は直営という形の選択もしたが、原則的には自由に競争してもらおうということにした。

そうした際、指定管理者制度への応募あるいはプレゼンテーションがゼロであったというのは大変困ることで、そうしたことはないと思っているが、今まで行ってきた文化行政も含めて、公の諸施設が市民の皆様にとどのくらい貢献、喜ばれてきたのか、また、設置の目的が達成してこれたのかという評価を受けることになるというふうに思っている。そうした意味では、この条例改正を契機にして、いろいろな提案がもらえるように、また、本市のPRもして取り組んでいかなければいけないと思っているところである。

究極のまとめた話になるが、自治体も、これからは冒頭言った都市間競争という視点で、持続的に生き残っていかなければいけないという宿命にある。しかしながら、もう一方では、公の施設は広域的に理解をするというか、自治体を越えての広域連携の中で、こうした諸施設、特に文化施設などは、立地の意義をとらえていかなければいけないだろう、そんなふうにも思うところである。一つの例として、かねてより市民の皆様から、博物館はできたが、美術館を欲しいという要請もあるが、美術館の中身、首都圏40キロ圏にある本市だから、高度な、高級なというか、ハイレベルな美術館というのは1時間ちょっとで都内にあるから、こうしたものを市民の皆さんも活用してもらうのではないかと。そうしたときに、本市に美術館は本当に必要なのだろうかという視点も出てくる。そうすると、おのずから、本市がこれから設けなければならない公の施設としての美術館のありようというものは見えてくると思う。いろいろ言ったが、総じて、市民の満足度を高めるというか、今後ともこうした努力を、これは議会の意見も伺いながら、庁内で、市の職員の政策立案能力を高める中で取り組んで

いければと、こんなふうに願っているところである。

○友成委員 1点質問しようと思ったが、今、助役の方から考えがあったので一つ要望しておくが、今回のこの26本の条例でいくと、1部1課、その課のものだけではない。やはり全庁挙げて、職員共有のものとして、今、助役が答弁したようなことで、相模原市をある意味ではPRしながらやっていかなければいけない。広域連合のような立場に立ってやっていく必要がある。そうした場合に、ぜひその点については全庁的な職員共有のものにしてもらいたいということだけ言っておくが、一つ伺いたいの、その視点に立ったときに、規則の中に、行政組織及び事務分掌規則の第25条で、臨時事務の主管という、市長が定めたら、その課に応援に行かせるという条例がある。「臨時又は特殊な事務を処理する場合において繁忙かつ緊急なときは、市長は特定の課又は職員を指定し、相互に援助させることができる」という事務分掌規則がある。私は、こういうのを大いに利用して、部内、全庁的に、この指定管理者制度に向けて、相模原市のPRを進めていく必要があると思うが、そういった面での考えはあるか。

○山口助役 確かに、この指定管理者制度は新しい1ページの展開というふうにとらえているから、庁内挙げて取り組んでいかなければいけないというふうに考えている。実は、法律が改正になった後、平成15年度に、指定管理者制度移行検討会議というのを庁内に設けて、定期的に課題を抽出したり、基本的な方針を定めたりして、協議をして、横断的に取り組んできたのも事実である。

こうした中で、特別にボリュームが重いというか、そうした課題については、今話があったように、横断的な組織をつくって、職員の定数というか、職員の配置を流動的にして取り組むということは大切な視点だと思うので、従前もやってきたが、今後もそうした手法も取り入れながら、間違いのないように進めていきたいと思っている。

○友成委員 では、その点は、よろしくお願いします。

基本的な考え方の2つ目として、49から51号に関連するが、例えば49号にしたら、市民文化財団と都市整備公社が一つの指定管理者をつくるかどうか分からないが、まず、そういった意味で、JVを組んで指定管

理者になれるのか。なれるのであれば、その基準は何なのか。何か基準があったらお答え願う。

○野村行政システム課長 J Vの質問だが、共同企業体による申請は可能である。その際の基準だが、共同企業体の構成について、特別な基準を設けるということはしていない。ただ、単独で申請する場合と同様に、それぞれの構成員が応募の資格を満たしている、要は、欠格条項等に該当しないということが一つ条件となっている。

○友成委員 そうした場合に、どのような方法なのか、どのような説明をするというのか。ただ黙って、この施設の指定管理者になれるだけでは、J Vとかというのは相手方にはわからない。そういったものは公募の際に記載はあるのか。

○野村行政システム課長 J Vによる申請についての提示だが、現在、市の方で統一的な募集要項の案というものを検討している。その中で、応募できる者という項目で、共同企業体による申請が可能であることを明記する予定である。

○友成委員 予定であると。私の個人的な考え方になると思うが、私は、やはり指定管理者制度を導入するのであれば、J Vというものを大いに活用して、ある意味ではこちらが専門的、ある意味ではこちらが専門的というのが一つのJ Vを組んでやるということが、先ほどの助役の答弁にもマッチするのではないかと思うので、ぜひ、今の答弁より、もう一歩突っ込んだ検討をしてほしい。

もう一つ要望すれば、理事者の方で、J Vの想定として、こういうものができるのではないかとということも、かなり想定してやっていかないと難しいかなと。J Vというのは一つと一つではなくて3つも4つあるわけだから、やはり専門的なものが一つになってやれば、より一層いいものになる、よりよい指定管理者制度になるのではないかというふうに思っているので、その辺については、今後、十分検討してほしいと思う。

もう1点、基本的な考え方で、庁内にこれから選考委員会を組織すると思うが、庁内の選考委員会の組織の体制、委員等々はどういうふうに考えているのか。もう1点つけ加えると、委員には学識経験者等も入れる考え

があるのか。まず、2点伺う。

○野村行政システム課長 選考委員会の件だが、規則の中で、基本的に、部に選考委員会を設置するというふうに定めている。この考え方の基本だが、一つは、庁内分権の流れの中で、それぞれの部が、その専門性を生かして選考に当たるという視点を大事にしている。選考委員会の委員については、職員並びに専門性のある有識者とか、そういった方たちの参加についてはできるものとするということで、これについても、各部のその施設における選考にふさわしい委員がどういう形であるのかというのを、部の中で十分議論した中で判断して決められるような形を考えている。

○友成委員 最初の答弁では1部の中でということだが、26本の中の何本かは複数部にまたがるものもある。それはどういうふうに考えているのか。

○野村行政システム課長 複合施設ということで、複数の部にまたがる施設が幾つかある。部間をまたがるような施設の指定管理者の選考に当たっては、関連する部が合同で選考委員会を設置するよう指導しているところである。

○友成委員 庁内の選考委員会の委員、これは一番最初の質問にかなり密接な関係もあるので、今、課長から答弁があった有識経験者等を入れる場合に、他市もこの条例があるから、その辺のところを十分吟味しておかないと、その人が複数の自治体にまたがって委員になるということだったら困るので——困るかどうか、私は困ると思うが、そういった意味で、選考委員会の委員の選出、また、選考委員会のことについては、十分検討して、慎重な対応をお願いしたい。これがいずれ、公文書公開とか、いろいろなことにもつながってくるので、私は選考委員会というのは非常に重みがあるだろうと思っているので、よろしくお願いします。

この4条例に直接関係ないが、いずれ関係があると思うので、これも指定管理者制度の基本的な考え方で、市長はさきの総括で、指定管理者というのは、市民サービスの低下になってはならないという答弁を繰り返した。市民サービス向上の視点で、今、相模原市では、3つの施設でプリペイドカードを使用できるようになっていると思う。南北の健康文化センターと

グリーンプールは、共通のプリペイドカードで使用されていると思う。そのことから確認する。私の理解は正しいか。

○野村行政システム課長 そのとおりである。

○友成委員 そうすると、この３施設がプリペイドカードを共通している場合に、例えば一つの施設、総務委員会ではないが、グリーンプールの指定管理者になったところがこのプリペイドカードを売った場合、南北の健文は利用料金制があるが、現状では収入として入ってこないということになる。それは間違いないか。

○野村行政システム課長 そのとおりである。

○友成委員 そうすると、指定管理者制度で、今のままでいけば、プリペイドカードを売ったところが勝ちと——勝ちというのはおかしいが、もうけ、収入になる。営業にすごく走る可能性があるので、このプリペイド対策について、まず、どのように考えているか。

○野村行政システム課長 現在のプリペイドカードの取り扱いについては、確かに、委員が話したような運用をとっている。今後、指定管理者制度導入に当たっては、それぞれ施設によって事業者が変わることが想定される。こうしたことから、選ばれた指定管理者の事業者同士で話し合いをしてもらい、プリペイドカードの継続ということも選択肢の一つだし、これについては、また廃止していく、こういったことも十分考えられると思っており（「今の答弁、ちょっと大変だ」と呼ぶ者あり）今後、指定管理者導入後のプリペイドカードの運用については、まだ最終的な結論を出していない状況で、現在、検討中である。委員から指摘してもらった問題点については、十分承知した中で検討しているところである。

○宮崎企画部長 この件は、プリペイドカードを導入したときも、同じ市の中でも、そういう議論があった。そのときは、プリペイドカードだから、ＩＣのチェックができるのではないかと、そういうことで精算ができるのではないかとという議論もあったので、そういったことも含めて検討させてほしいと思う。

○友成委員 この質問で、最初に、市民サービスの低下になったらだめだという市長の答弁を受けてやっている。裏を返せば、市民サービスの

向上を図る上で指定管理者制度を導入するということである。それが今の答弁だと、これから検討するとか、今、課長は失言があったので取り消した方がいいと思うが、これを廃止したら、市民サービスは、市民の皆さん方は、非常に親しんでいるし、喜んでいるし、大半がいいというふうに思っている。これからもっとプリペイドカードはふえていくし、私は、いろいろな利用料金制度のところは、プリペイドカードをもっとふやしていったべきだと思っている。その逆をやったら、何にも意味がない。条例提案をするとき、なぜそういうことをもっと考えなかったのかということを知っている。

○山口助役 確かに、プリペイドカードの関係をどう処理するかというのは、技術的な面で課題になっている。他の例で申しわけないが、今、バスのカードなどは、株式会社が全然違っても、バスカードを販売して、精算する方程式がある。そうした民間の知恵をかりれば、十分解決する方法はあるだろうと、今検討してもらっているが、プリペイドカードというのは大変利便なもので、現金を持ち歩かないでいいから、今後、やはり、これは大いに推奨していかなければいけないというふうに思っている。

○友成委員 ちょっとくどいようだが、この指定管理者制度というのは3年間である。例えば、先ほど言ったように、グリーンプールの指定管理者になったところが、営業で市民にどんどん売っていったら、収入が入ってくるのはそこだけである。早くその対策を講じていかないと、今、助役が言ったような、対策を講じて、このカードで健文も利用したというふうに読み取りができるように、そうすれば、ほかの施設でも、そのことは機械を導入できるわけだろう。他の施設にも導入するという検討をするのかと聞いている。

○野村行政システム課長 現在のプリペイドカードの運用状況を踏まえて、今、発行の枚数及びその残額含めて、どのくらいの金額が残っていて、今後、指定管理者の導入に当たってはどのような扱いをすればよいのかという点では、幅広い検討をしているところである。指摘をもらった市民の利便性の向上という視点もあわせて、さらなる検討を進めたいと思う。

○友成委員 ちょっとくどいが、今の答弁も納得できない。これは私

がずっと一般質問で追いかけてきて、やっと導入している。もっと導入すべきだということを私は言っている。今度、指定管理者になったら、そこがどういう発想になるかわからない。理事者は、その先を読んでいかないとだめだろうと言っている。幅広く検討というのは、その中に入っているということで理解はするが、幅広く検討してほしい。

次に、議案４９号から５１号の３つの条例に関連して伺うが、要するに、グリーンホール、市民会館、杜のホール、相模原市の文化行政の推進は、この３つの施設の３点セットで推進されてきたと私は思う。グリーンホールというのは、あれだけの客席があるし、あれだけのステージ、機械、音響効果含めてそれだけそろっているんで、それなりの大きい興行ができるだろうし、杜のホールは中規模のもので、ある意味では、演芸的な楽しめるものもできるようになっている。市民会館は、どちらかというとも市民参加型の市民が自分たちでつくっていくようなものでやるというふうな３点セットでやってきたと思う。

最初に伺いたいのは、この３条例で、今の文化財団だと自主運営ができるというふうになっているが、今度の条例でいくと、私なりにこの条例を読むと、この３施設も自主運営ができるというふうに読めるが、この指定管理者が自主運営ができるというふうには条例はなっているか。私の読み方は正しいか。

○江成文化国際課長 質問のとおり、できる。

○友成委員 そうした場合に、今、私は３点セットで市の文化行政の推進を図ってきたというふうに思っている。それは間違いないか。

○江成文化国際課長 それぞれの施設の目的があるので、目的に沿った事業が展開されるというふうに考えている。

○友成委員 わかった。そうすると、この３条例が、結果として、ＪＶも含めて、今までと違う指定管理者になったときに、どういうことが予測されるかということを考えるわけである。今まで進めてきたもの、おのおのの施設で目的を持っていたものが、ひょっとしたら、これが崩れて、競合になり得るかもわからない。グリーンホールと市民会館が別々の指定管理者になったときに、同じ興行をやる可能性だってある。そうした場合、

競合になって、今まで進めてきた３点セットが、それぞれ独自で目的を持って進めてきたことが、指定管理者になって崩れる可能性は予測されないか。

○江成文化国際課長 事業については、提案された事業計画が施設ごとの規模や特性に応じた内容になっているか、その辺のところを募集から選考の過程で評価するシステムがあるので、その辺で総合的に評価をして、事業を精査し、事業の競合や偏りがないように選考したいと考えている。

○友成委員 今の答弁は、やはり、役人の１００点の答弁である。私は、先ほどＪＶの話をした。いろいろな団体が来て、例えばの話、その中にはプロ中のプロもいる。プロ中のプロの興行主なりがＪＶを組んで指定管理者になった場合に、今のような答弁、本当に理事者として説明をして、選考委員会の中でそういうことをできるのか。上手がいると思う。そういうことを予測しないか。

○江成文化国際課長 十分予測されることではあると思う。そういう点においては、指定管理者導入後においても、市民文化財団については、その設立の趣旨、目的があるので、市民文化財団の目的に沿った運営を期待するものである。そういう中では、指定管理者が行う事業、文化財団が行うべき事業、その辺のすみ分けをして、３施設の設置目的や施設の規模、特性を生かした事業が展開されるというふうに考えている。

○友成委員 私は、ちょっとそれは心配している。年間の中で自主運営が幾つあるか知らないが、そんなに数多くない。今まで文化財団がやってきていたからって、今度違うところが指定管理者になったときに、私は、向こうのプロの方が相当上をいくのではないかと。

質問は、私は、文化行政の推進の立場でいけば、この３条例は、指定管理者をある程度、１本の条例でやればよかったのではないかなと思うが、なぜ、この３施設の条例を区分したのか。

○江成文化国際課長 ３条例を４施設区別したのは、施設ごとにそれぞれの設置目的があって、その目的に応じた施設ごとの特性があるというふうに考えたので、今回、指定管理者導入に関しては、その施設の特性を生かすということで、それぞれの施設にそれぞれの指定管理者の募集とい

うようにした。

○友成委員 これは平行線になるので要望だけしておくが、この3施設が十分に連携を取り合っていないと、相模原市の文化行政の先はどうなるのか心配をする。推進を図って、市民に喜ばれる、親しまれる文化行政にするためには、この指定管理者制度が別々になっても、ＪＶであろうとも、どんな形であろうとも、連携を十分取り合いながら文化行政の推進を図ってもらいたいと思うが、担当部長、どうか。

○榎田渉外担当部長 仮に今の文化財団から別の指定管理者になった場合の連携ということだが、そもそも文化財団は平成元年度に設立しているが、そのときに、当然、文化財団の設立の目的があったわけで、それについて、大ざっぱに言えば、市民文化の向上、振興に関する業務をするということと、市民の自主的、また、創造的な文化の活動を促進するという目的のもとにできたわけで、これと時期を同じくして、文化会館、グリーンホールが平成2年の1月にオープンしているわけで、当時は、そういった施設を管理するところもないし、市として、文化行政にかかわる団体が必要であるという認識のもとに文化財団を設立していたので、その中でグリーンホールの管理運営を受託し、その後、平成10年、12年、13年と、今言われた3点セットの施設についても、文化財団が管理運営してきたという経緯がある。当然、そういう経緯はあるわけだが、指定管理者に関する法律が平成15年に公布、施行されて、そういった中で、やはり今まで文化財団が担ってきたことではあるが、それぞれ、先ほど言われたように、グリーンホールは、相模大野という立地の条件と1,900という大きなホールという特性、市民会館は若干席数は少なくなるが1,200席、杜のホールはしもとは500席で、地域と連携するような機能を持っているわけで、そういった特性を生かした中で、文化財団といえども、やはりこういう時代の流れの中で、指定管理者制度を導入していくということで、それぞれに指定管理者を指定していこう、しかも、法人その他の団体でやっていこうというふうな経過をたどったわけだが、当然、ばらばらになれば、その連携ということは課題になるわけで、そういった中で、やはり市民文化財団がやっていかなければならないものというのは、指定管

理者制度が導入されても残るものも当然あるわけで、そういったものの中で、文化財団がどのようにかかわっていくか。また、もう一つ、指定管理者としてどのように努力をしていくかという中で、連携を保っていくように努力しなければいけないというふうに考えている。

○友成委員 最後の質問、全然違った角度から伺うが、49号から51号には直接関係はないと思うが、基本的な考え方で、提案された条例の中に、利用料金制度を設けてある。例えば、市の職員、県の市町村職員共済という制度があって、無料券とか、割引券とか、年間通してある。そして、教職員には教職員共済から、こういった公共施設に対する割引券等がある。民間の企業にはあるのかどうか分からないが、指定管理者になったときに、その制度はどうなるのか。新たに県でその指定管理者と結ぶのか。結ぶというのは、今までどおりやるのかどうか。

○野村行政システム課長 現在結んでいる市の職員の共済組合並びに県の教職員の共済組合、そのほか、市の共済、教職員の共済組合、幾つか、こういった助成制度を設けているということである。今後についてだが、新たな指定管理者の承認をしてもらう中で、こういった助成制度を継続していく考えであるというふうに伺っている。

○友成委員 今、最後の答弁、わからなかったが、この指定管理者制度というのは、それぞれの自治体の議会が、すべて6月とか、この時期の議会で条例改正する。そうしたら、指定管理者というのは、どの自治体も違ってくる可能性がある。そうした場合に、今の課長の答弁は、県の方で、従来どおり結ぶことになるというふうに伺っていると理解していいのか。

○野村行政システム課長 助成制度を統括している市町村職員の共済組合等の考えを現在確認したところでは、継続して指定管理者の承認をしてもらう中で、助成を継続したいという考えでいると聞いているところである。

○友成委員 あなたは直接の厚生課長ではないから答弁できないと思うが、例えば、指定管理者になったところが、自分のところはもっと利用してほしいということで、割引料のことを考えたときに、県はできないということか。指定管理者が企業努力を一生懸命して、多くの職員とかに利

用してもらうために、割引料を、今はこれだが、もう少し上乘せして、うちの方でやりたいということはできないということか。県は全く今までと同じということを考えているのか。

○野村行政システム課長 現在の利用助成の制度だが、基本的には、割り引いた部分を市町村の教職員組合の方で支払っているという体制なので、今後、指定管理者制度に移行した場合に、この助成制度を継続して、指定管理者が不利益を講ずるといった心配はないという（「不利益ではない、逆だ」と呼ぶ者あり）ことで、基本的には、市町村共済組合側が助成を申し込むといった考えである。

○山口助役 今の割り引き制度だが、これから指定管理者制度でプレゼンテーションを受けると、いろいろな提案が出てくるのだろうと思う。何よりも施設をたくさん利用してもらうということが指定管理者の責務だから、割り引きといっても、使用料については、市の方で定めた使用料でやらなければいけないことになっているから、上限を決めて、それ以下に安くできるのだったらいいというような弾力性はあるが、原則的に、使用料というのは市の定めに基づいてやれということなので、使用料収入を高めるための手段として、いろいろなところ、民間企業ともあり得ると思うが、そうした割り引き契約ということは大いにあるのだろうというふうに思っている。だから、この共済にかかわらず、近隣の労働組合との契約をしたり、いろいろなことはあるだろうと思う。ただし、料金をまけるという方程式はないのではないかと。その分は必ず依頼主の方で補てんをする。会員がサービスを受けるというシステムだろうから、先ほどのプリペイドカードと同様に、今後も大いに拡大する可能性は非常に高いと思っている。

○友成委員 最後に、今まで何分か議論してきたが、条例提案をする場合は、やはり、ありとあらゆることを想定して、今までだって、合併のときだって、助役は、理事者はありとあらゆることを想定して物を進めると言っているのだから、これだけの指定管理者制度を条例改正するときには、先ほど言ったように、本当に全庁的なものにして、庁内でいろいろ議論に議論を重ねて条例提案しないと、私の今の幾つかの質問でも、今後の検討課題だとか、相模原市の理事者側の条例の提案にしては、私は議論を

してちょっと疑問を感じたので、最後に一言だけ苦言を呈しておく。

○阿部委員 議案第52号に関して質問する。相模原市立男女共同参画推進センターだが、直営時には、職員の方で利用者の声を聞いたり、市民と直接触れ合う機会があったと思うが、その辺に関して、指定管理者制度が始まって、利用者からの意見や要望等を市ではどのように把握しているのか、現状を伺う。

○木村男女共同参画課長 利用者の意見や要望の把握についてだが、同センターでは、講座等の事業参加者には必ずアンケートをとっており、その中で、意見、要望を記入してもらっている。事業に参加しない情報コーナーやであいの広場などの利用者には、平成16年度の新規事業だった利用者実態調査の中で、意見、要望欄に記入してもらっている。また、登録団体の利用者には、平成16年度に登録団体連絡会が設置された。その連絡会の結果は、ソレイユさがみ運営委員会に報告されている。このソレイユさがみ運営委員会に、市はオブザーバーとして出席しており、その会議において報告される事業参加者アンケート結果や実態調査集計結果を受けて、利用者の意見や要望の把握に努めている。

○阿部委員 わかった。総括質疑でも利用者がふえているということだったが、利用状況、各部屋の利用率とか、設置目的である男女共同参画社会の実現に向けて一歩前進したのかとか、その辺の評価状況がどのようなになっているのか伺う。

○木村男女共同参画課長 まず、部屋の利用状況だが、セミナールーム1から6までの年間平均利用率は、開館以来、過去5年間の中で一番高い66.5%で、前年度に比べると2.9ポイント増加している。さらに多くの方に施設が利用されることが男女共同参画の推進につながると考えられることから、市民へのPRなど、積極的に取り組んでいきたいと思っている。

次に、設置目的と1年の評価だが、指定管理者であるNPO法人男女共同参画さがみはらは、平成17年4月現在17団体等で構成されており、市内のさまざまな地域を活動の場として事業を進めている。こうしたNPO法人の特性を生かした講座や市民団体の活動支援事業等が、事業計画に

基づいて適正に実施された。16年度の講座等参加者3,377人のうち、男性の参加者が745人で、前年度は399人だったので、前年度の約2倍弱の方に参加してもらった。これは男性の問題解決を図る講座、例えば、介護体験教室とか料理教室などの企画による成果と考えている。また、多くの新規事業のうち、大学生による小学生を対象とした教室の開催については、市内にある青山学院大学の学生に参画してもらった。こうしたことから、NPO法人のこれまでのセンター開館以来積み上げられた実績や努力によって、同センターの設置目的である男女共同参画の活動拠点としての機能の充実が図られ、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが推進されていると考えられている。

○阿部委員 まず、利用率のところで2.9ポイント増だったということで、さらに施設利用を進めていくためにPRなどをしていきたいということだが、これは市でPRしていくということか、それとも指定管理者でやっていくということか。

○木村男女共同参画課長 両面している。まず、市としては、広報さがみはらに掲載している。指定管理者としては、公民館等の窓口においてある事業案内チラシは指定管理者が作成している。あと、指定管理者の新規事業だったソレイユニュースレターの中で事業の案内をしている。

○阿部委員 指定管理者制度ということで、市の方だとPRというのがなかなかできないところだと思うが、指定管理者制度になることで、積極的にその辺が展開されてくるのではないかと考えていたが、ソレイユさがみのホームページ等では、催しの案内とか、市民への周知とか、余り活用されていないが、その辺の現状はどのようになっているのか。

○木村男女共同参画課長 現在、ソレイユさがみのホームページの中には、施設案内のみで事業の案内がない。事業案内ができるように、ホームページの準備を進めているところである。

○阿部委員 その準備を進めているのは、市か、それとも指定管理者か。

○木村男女共同参画課長 市と指定管理者と両方で連携をして、今、進めているところである。

○阿部委員 ちょっここに関しては、指定管理者の方と、市の方と、非常に役割というか、権限というか、あいまいな印象を受ける。現状、ホームページに関しては、案内を載せたりとか、運営が非常に容易だが、当然、これから、例えば文化会館の予約はシステムを使った方がコスト減につながったりとか、市民の利便性につながるようなところに関しては、指定管理者の方から、情報システムを自分で持っているものを使いたいとか、いろいろ出てくると思うが、その辺で、市の役割と指定管理者の役割が非常にわかりにくくて、例えば、ホームページにしても、市の持っているポリシーというか、規定に沿って指定管理者がつくらなければいけないのだろうが、それ以前に、指定管理者の方で持っているようなシステムを使いたいというふうになると、ほかのシステムと全然使い勝手が違って、市民会館を使うときは便利だが、グリーンホールは予約も何だかよくわからなくて使いづらいということになったりとか、市のホームページと違和感のあるようなつくりになってしまったりとか、考え方が統一がとれていないということも出てきてしまうのではないかなと思うが、その辺の役割とか権限というものはどのようなになっているのか。

○野村行政システム課長 指定管理者が、システムの構築またはホームページの作成を行っていくことは可能である。また、積極的にすることがいいと考えている。一方で、新たに指定管理者として公募する際、まず、申請の時点で、事業計画書の中で、運用方法等について提案してもらうことが望ましいと考えている。また、市においては、ホームページの管理運用基準、ホームページの作成運用ガイドライン、こういったものを持っているので、そうしたものに沿って作成してもらうことが原則と考えており、市と指定管理者が十分連携、調整して臨むものだと考えている。

○阿部委員 そうすると、その話が出てくるのは事業計画書が出てきた審査の段階だと思うが、事業計画書の内容で判断するのではなくて、例えばプレゼンを受けて、市もしくは審査する人たちが、こういうふうに直せるのだったらという条件がついたりとか、事業計画書が審査の中で変わってくるようなことはあり得るのか。

○野村行政システム課長 公募の選考の中で、募集要項を配付し終え

た後に、施設における説明会とか種々の質疑に答える場もつくっていく。
今質問があったシステムの構築、ホームページ等の運用についての考えがある場合、そういったものを想定して、こうした質疑の受け付け、こういったものを事前にしていくということで解決になるというふうに考えている。

○阿部委員 そのこのところはわかった。ちょっと戻って、例えば、文化関係の3つの施設がそれぞれ別々の指定管理者になる可能性もあるというところで、ホームページとかだと、当然、得意な人たちが指定管理者になれば、どんどんやってくれるのだろうが、そうでないところもあるということで、先ほどの話だと、市と指定管理者と共同でやる部分も当然出てくるが、内容によっては、市がほとんどやっていて、現状と変わらないところもあれば、市は、ほとんどリンクを張ってあげるぐらいで済んでしまうようなところもあって、指定管理者によってみると、当然、PRのところにコストがすごくかかるところと、かからないところ、市の方にしてみても、ここにはかけているが、ここにはかけていないというところ、それを事業計画書の段階でそうだったからというふうに判断してしまっているのかと思うが、どのような認識なのか伺う。

○野村行政システム課長 先ほど、答弁の中で、申請の際の事業計画書の中で、まずは基本的な考え方を提案してもらおうというふうに話をした。指定後については、基本的に事業計画書に記載した内容を遵守してもらおうということを協定書の中で定めることとなるので、いずれにしても、指定管理者を指定した側と事業者の中で十分協議、基本的には協定書が原則だが、場合によっては変更等した方が望ましいということがあるとすれば、十分協議した中でやっていくことは可能であるというふうに考えている。

○阿部委員 やはり一つ心配しているところは、当然、杜のホールはしもと、それから、南の方にあるグリーンホールとか、それぞれ設立の目的は違う部分もあるのだろうが、今のホームページの話ではないが、当然、内容の情報公開とかをしていくところで、すごくいいところと悪いところと、格差がどんどん広がっていくようなことは絶対にあってはならないと思うが、そのためにどうするかというところが、まだ明確ではないような

印象を受けるので、その辺をはっきりとさせて、市民の方に示してほしいと要望する。

それから、別の部分の質問になるが、公募を行わない場合という記述が各条例改正の部分にあるが、公募を行ういとまがない場合は、指定管理者を市長が指定できることを規定しているということだが、これに関して何点か伺う。

まず、公募のいとまがない場合というのは、指定を行うまでに時間がなくて、指定管理者を選考しなければならない状態であるということだと思うが、指定の公募のためにはどのくらいの期間を想定しているのか、まず伺う。

○野村行政システム課長 手続きにかかる期間の話だが、おおむね3カ月程度の期間が必要と考えている。今回の公募施設の例で言うと、本議会で条例を議決してもらった後、7月の中旬から募集要項の配付、その後、8月の中旬から申請の受け付けを予定している。その後、経営状況の審査等を経て、提案説明会、そして、最終的な選考委員会を実施していく。10月下旬ごろに候補者を最終的に選考するスケジュールだが、冒頭言ったように、おおむね3カ月程度は必要と考えている。

○阿部委員 その3カ月には、例えば現在管理しているところと違うところになった場合とかが想定されるが、業務の引き継ぎとかもあると思うが、それはどのように考えているか。

○野村行政システム課長 業務の引き継ぎだが、今回の例で言うと、10月の末ごろに候補者の選定を終える。その後、議会に議決してもらう手続きをしていく。18年4月を移行の時期というふうに想定しているので、少なくとも3カ月ぐらいは、指定管理者としての選考、指定が終わった後に時間があるというふうに考えているので、その中で、各施設において、適切な引き継ぎ、情報伝達等が行われるというふうに考えている。

○阿部委員 選考に3カ月必要で、引き継ぎに3カ月程度想定していて、半年ぐらい時間がとれない場合は市長が指定する形になると考えていいか。

○野村行政システム課長 今回の条例だが、市長が新たに指定管理者

の公募を行ういとまがない場合ということで想定しているのは、今回のように新たな事業者を選定する過程において、議会の議決を経るまでに、第1候補者である事業者が辞退した場合とか、またはふさわしい事業者が全く選べなかった場合とか、新たな選考を行う過程においていとまがないということで、そういう条件に限った場合を想定した条例である。

○阿部委員 ということは、現在、指定管理者が管理をしていて、その事業者が何かトラブルがあったりしてなくなってしまったとか、運営できなくなってしまったという場合はどのようなになるのか。

○野村行政システム課長 今、委員から例として出た件については、この条例とは別の部分で考えるべきことだが、市の考え方としては、非常事態、指定管理者として既に事業を行っている事業者が何かの事情、経営破綻とか、または幾つかの事情で事業を継続できないということが起きた場合には、まずは市が直営として施設を管理して、その後、指定管理者の公募、こういった手続に移ることになるというふうに考えている。

○阿部委員 わかった。最後に、これからこの指定管理者制度ですつといくわけだが、長い年月の中で、当然、質が落ちたり上がったりとかということも考えられると思うが、指定管理者の評価判断をどのように行うのか。現在、外部監査とか、公益法人等経営評価結果報告書とかをもらったりして見て見ることができるが、指定管理者制度になった場合、どのようなになってしまうのか伺う。

○野村行政システム課長 指定管理者の管理運営におけるチェック、評価ということだが、1点は、自治法で定まっている事業報告書の中で、管理の状況または市民の利用の状況を報告してもらうことになる。また、監査という点においては、現在の管理委託の中でも、同様な監査というものは可能である。

○阿部委員 わかった。要望だが、先ほどの公益法人等経営評価結果報告書に、指定管理者制度への明確な対応をしてくださいと。公の施設だから安いということではなくて、しっかりと、年々、ハードは減価償却が進んで価値は下がってくる。その中で、価値をソフトでつくってくれというふうにしっかりと書いてあるし、そこで大事なのが市民の果たすべき役

割で、市民の方でしっかりと声を上げていく。公共の施設にこそ、期待を持って発言をしていってくれという明確な記述があるので、そういうようなPRもぜひやってほしいと思う。

○沼倉委員長 休憩する。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 開議

○沼倉委員長 再開する。

○大上委員 議案第49号から51号までの指定管理者制度ということで、通しての話をしたいと思う。

指定管理者の体制になった場合、それぞれの施設において、運営体制に対する苦情とか、使い勝手に対する苦情とか、市民要望の意見の取り扱いとか、市民サービスに対する苦情とか、さまざまあると思う。総括の中でも出ていたと思うが、これらを統一したワンストップサービスというか、そういった体制が必要ではないかと思うが、このことについての考えがあったら、再度聞きたいと思う。

○野村行政システム課長 現在のところ、市として統一的な評価、もしくは利用者の声を聞くような委員会というような組織をつくる考えはないが、それぞれの施設において、指定管理者の中においても、利用者の声を反映する体制、仕組みづくり、こういったものを提案してもらい、事前の評価の中でもそういった点を十分評価させてもらう、それが1点で、他には、市としては、現在も行っているが、窓口サービスのアンケートの実施、それから、事務事業評価、こういった市のシステムを通じて、利用状況または利用者の方々の意向等を把握していきたいと考えている。

○大上委員 いろいろな苦情とかがあがあると思うが、市民の声を聞くようなシステムづくり、何らかの形でお願いしたいと思う。また、指定管理者が異なる場合に、例えば市民会館と南市民ホールとか、近くでいえばグリーンホールと南市民ホール、管理者が違うということで、今まで直営の中でもできなかったが、指定管理者が異なる場合に、貸し館同士の中での財産というか、備品の貸与の取り扱いということで、指定管理制度になる

と、こういう点はさらに厳しいのかなと思うが、市民への使い勝手を広げるという点では必要なことではないかと思うが、このことについてはいかがか。

例えば、今までグリーンホールにビデオプロジェクターが1台しかなかった。南市民ホールには全然なくて、市民からの要望で、催し物があったときに貸与してほしいと。それが1台しなくて貸せないといったことが現実としてあった。今回は予算措置をしてもらったということだが、ほかにもそういった例があるのではないかと思うので、その点でちょっと聞きたいと思う。

○江成文化国際課長 備品については、制度の中では、指定管理者にそのまま引き継ぐということで、指定管理者の管理になる。そういう中で、管理に関する協定書の締結に際して、施設内の物品の所有権の帰属、施設及び物品等の損傷または滅失に関する取り扱いについては定められるものと思っている。そういう中で、事業者同士の管理の中での方法だと思うが、プロジェクター等、運搬に際して故障を生ずるようなものとか、デリケートな備品については、現在でもそういう対応がなかなか難しいというのは、現状として把握している。

○大上委員 その点は、また検討をよろしくお願いしたいと思う。

指定管理者の選定に当たって、私ども総括質疑の中でも、総合評価制度の導入ということを提案したが、職員の雇用条件だとか、衛生的な取り組みなどを配慮するという形の中で、例えば、建設業法などで用いている経営審査点数などの一部導入なんていうのも、一つの尺度としていいと思うが、この点についての考えがあったら聞きたいと思う。

○野村行政システム課長 評価の基準だが、現実的には、それぞれの施設において、その設置目的等に沿った評価票をつくってもらうというのが1点原則である。それによって、どの部分を重視するのか、こういったものが若干変わってくることはあるが、基本的に評価すべき項目としては、今お尋ねのあった雇用の問題についても、幅広い視点で、障害者の方々の雇用であるとか、高齢者の方々の雇用、また、市民の雇用。それから、人員の配置として無理がないものであるのか。それから当然、労働基準法等

の法令の遵守、こういったものを基本的な評価の基準ということで掲げてやっていく考えである。

○大上委員 多分、指定管理者の中にはないと思うが、最近、不景気の中で、事業者の方で社会保険とか雇用保険に入らなかったりすることが多いというふうに報道とかでもいわれているので、そういったことをきちっと取り入れてもらえれば、働く人の権利という形で守られるかなというふうに思う。これは要望である。

もう1点、議案第52号の男女共同参画センターの関係だが、これはソレイユに代表される建物という形で認識しているが、母子相談などの場合で、DVの電話の相談など、夫でない場合だとか、大きくなった子供による場合とか、こういった電話相談をした場合に、電話の段階で断られたということを数件耳にしているが、精神なんかの場合だと、保健所への連絡とか、一般福祉的には総合相談窓口の対応という形で必要かと思うし、母子の場合は母子相談員の連携などもあると思うが、この辺の相談員の研修体制の状況ということで聞きたい。

○木村男女共同参画課長 女性相談員については、採用時に、相談員として必要な電話応対を含めた基本的な研修を実施している。そのほか、毎月実施しているケース検討会や相談学習会、専門研修なども受けさせている。今後については、応対等について、さらに十分配慮するよう注意を喚起していきたいと思う。

○大上委員 よくわかる。必ずしもシェルター等につながらない相談のケースもあると思うが、DVの形はさまざまあるわけで、離婚直後に住むところに困ったり、また、経済的にも不安である中で、行政に対して初めての相談窓口がソレイユというような形だと思うが、極力、丁寧な対応を要望したいと思う。

また、特に女性の相談の中で、男女共同参画社会に向けて、相談内容の統計というか、先ほども他の方の質問で、ソレイユさがみ運営委員会でアンケート集計しているというような話もあったが、行政として、今後どのような対応が男女共同参画社会に向けて必要というか、統計の中で気づいた点があれば聞きたいと思う。

○木村男女共同参画課長 女性相談にかかわるところにおいては、関係行政機関との連携が大変重要だと考えているので、これまでも関係機関との連絡調整はやってきたが、引き続き、連携を強化していきたいと思っている。

○菅野委員 それでは、幾つか質問したいと思うが、指定管理者制度になっても、施設そのものは公の施設であるということは変わらないと思う。総務委員会に出されている4つの文化施設の中で、経営状況の報告でも、公益法人の評価の中でも、いろいろと指摘されている部分もあると思う。それで、グリーンホール、文化会館ができたときに、あそこは基地を返還されて、そして、伊勢丹ができてということで、今いろいろ聞いていて、歴史的に見ると、亡き舘盛市長が、伊勢丹の落成式のときに、相模原にも百貨店ができたといさつしたことを私は今でも覚えているが、そういう中で、先ほどの議論にもあるように、今度の指定管理者制度の中で、特に、このグリーンホールや市民会館、杜のホール——南市民ホールはちょっと使い勝手が中途半端かなと思うが、先ほど助役が友成委員の質問に答えていたが、いわば都市間競争、相模原市がその中でどう評価されているかというものがあるということは、なるほどと思う。しかし、文化財団を設立した経過も、ここで改めて思い起こして、そういう経過の中で、今度のあるべき姿は何なのかということを求めていかなければいけないのではないかと思う。そういう点で、全員協議会で配られた仕分けというか、その中では、この4つの会館には、いわゆる規定はないということになっているが、文化財団も手を挙げるというか、指定を受けることになる。文化財団も、あるべき姿として手を挙げるかもしれないという話も伺っているが、この指定管理者制度に、今度の場合に何を指定するのか。ソフトの部分と、ハードの部分と、維持管理の部分とか、いろいろあると思うが、そのところについては、一つ一つどのように考えているのか、まず、伺いたいと思う。

○江成文化国際課長 指定管理者と市民文化財団の役割について、どのように考えるかという質問だが、指定管理者制度を導入した4施設については、それぞれの特性を生かして指定管理者制度を導入することで、そ

の競争性の中で、よりよい事業提案、運営方法を提案してもらう中で、施設の運営が、市民にとってサービスを向上し、施設の活性化が図られることを目的に行われるものだと考えている。

一方、市民文化財団については、その趣旨の中にもあるように、市民生活の文化及び芸術文化の振興に関する事業ということで、例えば、今、無料で薪能などを行っているが、指定管理者の範囲の中に入れるのはなかなか困難な事業に関しては、文化財団が引き続き行っていくものだろうというふうに考えている。そういうふうに整理をしていくと、残るべき事業、指定管理者に工夫してもらう事業、そういうように分類できていると思っている。

また、文化情報の収集及び提供に関する事業というのも、文化財団の役割の中では位置づけなければいけないというふうに思っているので、今回は、その辺で市民サービスの低下にならないように、チケットムーヴの運営、その他のものについては、文化財団が担うべき役割だろうというふうに思っているので、その辺の整理をしたいと思っている。

それから、相模原市全域の文化の振興に関する調査及び研究に関する事業というようなものも、文化財団の役割の中では行われているものなので、そういう調査、研究等についても、文化財団が行うものというふうに考えている。

○菅野委員 私の勉強が足りないのかもしれないが、今度の指定管理者制度のこの条例の中に、文化財団を残すのか、残さないのか。それから、文化財団も手を挙げると言っているが、今の話だと、既に担当のところでは、文化財団は残すということが、条例上どこに出てくるのか。

○江成文化国際課長 今回の市民会館、文化ホール、杜のホールそれぞれの条例の中には、文化財団のことについては規定していない。

○菅野委員 規定していないわけである。しかし、今の話の中では、市民の文化の振興だとか、文化財団が果たしてきた役割ということで、その部分は仕分けると言っていることが、どこに出てくるのか。

○榎田渉外担当部長 すみ分けの関連で、文化財団をどう位置づけるのかという中での話だが、文化財団そのものは、財団法人相模原市文化財団という位置づけ、それから、今回、条例で示すのは、その施設について

指定管理者の指定をしていくというもので、先ほどの答弁と重複するかもしれないが、財団は財団として、確かに、文化会館をオープンするときに合わせるような形で、文化の振興に寄与するためにという目的で財団を設置したが、やはり指定管理者の制度ができた中では、文化財団としてやるべきものは当然残るが、施設の管理とか事業の展開については、一指定管理者の候補として臨んでもらう形になるというふうに理解している。

○菅野委員 皆さんの方では、もう、ちゃんとすみ分けができて、理解しているのかもしれないが、文化財団は今まで、グリーンホールも、それから市民会館、新しくでき上がった杜のホール、南市民ホールと、あれは後から文化財団に管理をしてもらうという形でやっている。だから、グリーンホールができたときに、文化財団をつくった。文化財団をつくったときには、文化財団というのは、市が直営でやった場合には、世界の有名な音楽とか、演劇とか、そういうものを皆さんに聞いてもらう、見てもらうということとはできない。だから文化財団をつくって、1年先、2年先の契約というか、そういうのも含めてやるというふうに私は教えてもらったような気がする。今度は、文化財団は施設管理は手を引くということなのか。

○江成文化国際課長 施設管理は手を引くということではなく、指定管理者の公募に文化財団が手を挙げるということもあり得る。

○菅野委員 その辺のところが非常にあいまいではないかと私は思う。なぜかという、文化財団が今まで4つのところを管理運営も事業も進めてきて、公益法人の評価のところで指摘されている部分、それから、経営状況報告書で指摘されている部分、いろいろある。それを、やはり今まで100%市の出資でやってきたわけだから、それなりに甘えていた部分もなかったわけではないかもしれない。だけど、ここへ来て、いろいろな制度のあり方が問われる中で、改めて、どう努力していったらいいかというところも、財団の中には当然あると思う。それは何も文化財団だけではなくて、市が出資している公益法人の中には、いろいろな指摘の中にあると思う。そういう中で、文化財団としては、今後、指定管理者として十分にやっていけるというノウハウも含めて、競争に勝てるような、そういう文

化財団になっているのか。

○榎田渉外担当部長 文化財団は平成元年に設立しているわけで、15年間の実績と、当然、各種催し物を実施してくる中で、その間に蓄積されたノウハウ等を持っているというふうに私どもも承知しているし、財団の方でも、こういう状況の中だから、財団自身でも努力をしなければいけないということで、いろいろな面で努力をしている形跡も見えるというふうに私は受けとめているが、そういう中では、指定管理者の一対象として、文化財団の方でも、この制度に臨んでいこうと考えているというふうな状況である。

○菅野委員 どうもその辺が、やはり施設維持管理運営は指定管理者で文化財団でないところに、文化財団の事業だとか、そういう部分については、文化財団を残してやるというような考え方がちょっと見えるが、そうなってくると、本当にこの指定管理者制度で、施設管理運営だとかを別の指定管理者がやって、文化財団は文化財団としての十分な役割が果たせるような体制ができるのだろうか、中途半端になってしまうのではないかと、そういう心配をするが、そういうのではないかと。

○榎田渉外担当部長 確かに、今までは指定管理者制度みたいなものがなかったわけで、財団として、文化の施設を一手に引き受けるような形で事業を展開してきているわけで、そういった中で、もともと事業団として施設を使わないでやる事業も文化財団の事業としてあったわけだが、そういったもののほかに、ホールを中心とする施設での事業展開をしてきたことも事実で、それがかなりウエートを占めているということも事実だが、状況が変わって、こういった状況になってきた中では、やはり市民文化を相模原市の文化という観点で何をしようかという新しい事業展開についても、模索をしなければいけないという認識にも立っているようだし、また、しようとしている状況だから、そんな中で、やはり違った部分も出てくるということも期待しているところである。

○菅野委員 相模原の都市を評価するに当たって、それから、文化を市民にどう供与できているかということを考えたときに、ちょっと新宿まで出れば、いろいろなホールがあったりとか、いろいろな演劇だの音楽が

見られるというところで、相模原には、いわば民間のホールだとか、演劇をやるところだとか、そういうものがないという状況の中で、グリーンホールや杜のホールというところの果たす役割というのは非常に大切だったと私は思う。そういう中で、また文化財団ができて、さらに広がるというところも、私も、なるほどというふうに思って来たところだが、よく見てみると、いわば興行団体というか、興行師がやった事業と、市民文化財団が独自に自主事業をやったのと、いろいろ幾つかに分かれている。興行師がやったのは平均で1,700人ぐらい入っているが、市民文化財団がやった自主事業というのは、900人とか、1,000人入っているかどうか。それはジャンルによっても違うみたいで、音楽だとか、クラシックだとか、そういうところも違う。私は人数が入っているのがいいということにはならないと思うが、文化財団が今後どういうものを目標にしてやっていくかということについては、やはりこれは、相模原市民にとっては、文化をどう振興させ、市民がどう受けていくかということは、文化財団がやらなければならないようなことというのは、今後、ましてこういう経済状況であるとすれば、心豊かにしていく上として、この役割は非常に大切になってくるという思いを私は持っている。だから、そのところは手を抜くべきでないということの一つは言いたい。

もう一つは、ここのいろいろな評価の中にも、市民団体の文化の育成だとか、そういうところについても、弱いというふうに出ている。今後の指定管理の中で、そのところがもっと弱くなってしまったら大変になってしまうと思う。ある団体に聞いたら、今の文化財団の職員の皆さんとは、定期的にホールを借りたりしている団体は、非常にうまくいっていると言っている。ところが、指定管理になって、事業者が全然違ってしまったら、そのところがうまくいかなくなってしまうたら困るという話もある。そういうところも含めて考えたときに、やはり、指定管理のあり方というのはよく考えなければいけないし、私は、この文化財団、いわゆる公益法人のあり方を評価して、そして、その指摘に対してどう努力するかということをやった上で、十分に指定管理もその財団なり何なりが受けられるという自信を持った上で、指定管理の指定をするということならわかるが、中

途半端ではないかという思いがするが、その点はどう思うか。

○榎田渉外担当部長 今、委員が言ったように、市民文化を育成する中で弱い点等々ということで、やはり、文化財団がやらなければいけないものがあると思うし、特に文化財団ができた経緯等を考えても、相模原市は、もともと歴史的な文化があるわけでもない中で、文化を育成し、市民に機会を与えるということを多くしていきたいという中で、グリーンホールもでき、文化財団もできたという経緯があるので、やはり、そういうふうな趣旨は、今後とも文化財団として持った中で事業展開してもらおうということで、その中に、今回こういった中で、文化財団としては、それなりのノウハウ、技術等も身につけ、実績もある中で、指定管理者という制度の中で、改めて、今までの見直し等も含めて取り組んでいくという位置づけになっているというふうに理解している。

○菅野委員 言いたい部分というのは、市民の皆さんが本当にもっと心豊かになるような方向性というものをどうつくっていくかというところに、逆に指定管理者制度の導入に当たっては、むしろ、いいとか悪いとかというだけではなくて、そののところを目指して行ってほしいという思いを持っている。だから、興行師がやるような——興行師が悪いと言っているのではなくて、もうかるものだけがどんどん行われて、余り人が入らないのはどんどん消えていってしまうようなことでは、やはり、公の施設としてのあり方に問題があるのではないかと思うので、そのところはぜひ、指定管理者制度を導入するに当たっても、十分に配慮するというか、問題を持って行ってほしいというふうに私は要望しておきたいと思う。

もう一つの要望としては、男女共同参画の条例との関係だが、女性団体は今参加している団体だけではないので、もっと広く見直して、呼びかけてもらって、充実させてほしいということを要望しておく。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議事の整理上、採決を区分して行う。

議案第４９号相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立多数。

よって、議案第４９号は可決すべきものであると決した。

議案第５０号相模原市立文化会館条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立多数。

よって、議案第５０号は可決すべきものであると決した。

議案第５１号相模原市立杜^{もり}のホールはしもと条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立多数。

よって、議案第５１号は可決すべきものであると決した。

議案第５２号相模原市立男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第５２号は可決すべきものであると決した。

暫時休憩する。

午後１時３６分 休憩

午後１時４０分 開議

○沼倉委員長 再開する。

◇○◇

陳情第７５号 個人情報の保護を求めることについて

○沼倉委員長 陳情第75号個人情報の保護を求めることについてを議題とする。

お諮りする。質疑に入る前に、担当部局より本件に対する経過等について説明を求めたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○沼倉委員長 異議ないので、担当部局の説明を求める。

○馬場総務部長 陳情第75号個人情報の保護を求める陳情に関する経過について説明する。

本件に関しては、本件が個人情報保護条例及び職員処分にかかわることだったことから、去る6月7日、総務部において関係職員の事情聴取を行い、事実関係の確認を行ったので、経過等について説明する。

陳情書にあるように、陳情のポイントは、陳情書中ほど記載の陳情者の電話番号をどこから入手したのかという点かと思うが、この点については、事情聴取の結果、広聴広報課長は都市整備課長から聞いたと言っているし、この点については、本件陳情者の求めに応じ、5月2日、陳情者あて文書で回答しているとのことだった。

この点の経過についてだが、事の発端は、橋本駅北口D地区再開発を考える会のホームページに、広聴広報課の受付印のある文書のコピーが掲載されていたことから、市としては、ホームページからの削除を求めることを検討していた。

一方、現在まで、都市部においては、橋本駅北口のまちづくりを進めるため、橋本駅北口D地区市街地再開発事業の指導に当たっており、橋本駅北口D地区再開発を考える会への説明会に市職員が参加し、説明を行っている。本年4月17日に開催されたこの説明会において、陳情書にあるホームページでの文書に触れ、入手経路等について質問したところ、橋本駅北口D地区再開発を考える会側から、その点については、都市部の職員ではなく、担当の広報部局からの話が筋と思うがとの話をされたとのことである。なお、この際に、当該ホームページの管理者は、本件の陳情者自身であることが確認されたとのことだった。

都市整備課長は、こうした話のやりとりから、本件の陳情者自身も、当然、広聴広報課長からの連絡があることは承知したものと理解し、この経過を広聴広報課長に伝えるとともに、本件陳情者の電話番号を教えたとのことだった。

もとより個人情報の取り扱いについては、職員も日ごろから慎重な対応が必要との認識に立ち、職務に当たっているが、本件に関しては、今説明したとおり、都市整備課長及び広聴広報課長の両名は、本人からの了解が得られたとの認識のもと行ったとのことで、個人情報保護条例による本人収集及び取り扱い目的を越えた個人情報の提供禁止規定には当たらないものと判断したとのことだった。

個人情報の保護については、高度情報化の進展や市民意識の高まりなどから、一層厳格に運用すべき課題と認識しており、今後も市民皆様の信頼感が失われることのないよう、さらに細心の注意をはらい、個人情報保護の徹底に取り組んでいきたいと思う。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○友成委員 今、総務部長から、一連の経過について、特に担当の職員を呼んで事情聴取をしたという経過を聞いて、わかった。一番大切なのは、やはり最後のところだと思う。個人情報保護法が全面施行されて3カ月になろうとしているし、やはり、職員共有のものに、条例、法律というものについて、相模原市も顧問弁護士を持っているので、きょう、情報公開室長もこの場に出席しているが、今後も職員の研修等々を徹底してほしい。

陳情についてだが、件名だけだと、ああ、こういう件名かと。陳情趣旨を見ると、市の職員だから、市長が任命権者になると私は思う。それを議会に陳情を出すのは、これはなじむものではない。議長は議会事務局の職員の任命権者で、職員ではないので、私は、議会でこれを審査するというのはなじむものではないと思っている。そういった意味で、私は、これは別に審査しなくても、不採択でいいのかなという気持ちで、この席に臨んでいる。

○佐藤委員 我々も、今、友成委員が言ったのと全く同じである。特

別職にかかわる部分ならば議会承認が必要だから、その分については我々の範疇としてとらえることができるだろうが、一般職については、我々から、とやかく言う問題ではない。ただ、このタイトルにある個人情報の保護ということに関しては、やはりこういう時世だから、取り扱いには最大の注意をはらってもらうことを職員に要望して、この件については、ここで審議する必要はないと、我々も友成委員と同じく不採択という意向でいる。

○大上委員 今、先に述べられたお二方と同じように、議会側として、これをどうのという形ではないと思うので、我が党としても、不採択ということでもいいと思う。

○菅野委員 私も皆さんと全く同じ意見で、この件名だけを見ると、審議するしかないのかと思ったが、中身を見ると、議会でこれをどうこうするという問題とは全く違う。今、佐藤委員が言ったように、私たち、特別職ならともかく、職員の皆さんに対してどうこうということではないので、審議すること自体にちょっと問題があるのではないかと考えているが、しかし、こういうふうに上程されてしまっている以上、やむを得ないのかなとも思うので、私どもも、これについては不採択ということをお願いしたいと思っている。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

陳情第75号個人情報の保護を求めることについては、採択することに賛成の諸君の起立を求める。

〔起立する者なし〕

○沼倉委員長 起立なし。

よって、陳情第75号は不採択とすべきものであると決した。

以上で本委員会の審査は終了した。

お諮りする。委員会審査報告書等の作成等については、委員長に一任願いたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○沼倉委員長 異議ないので、一任願う。

以上をもって総務委員会を閉会する。

午後１時５０分 閉会